

○令和3年度大江町空き家・空き地バンク登録促進奨励金交付要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大江町空き家・空き地情報提供システム実施要綱（平成21年2月23日施行。以下「実施要綱」という。）に規定する大江町空き家・空き地情報提供システム（以下「空き家・空き地バンク」という。）への空き家および空き地の登録を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する大江町空き家・空き地バンク登録促進奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第3条第3項により空き家・空き地バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 空き地 実施要綱第3条第3項により空き家・空き地バンクに登録された空き地をいう。
- (3) 所有者 空き家又は空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、令和3年4月1日以後に空き家・空き地バンクに物件登録した空き家又は空き地の所有者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 継続して2年以上空き家・空き地バンクに登録すること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、空き家・空き地バンク登録物件1件につき2万円とする。

- 2 奨励金の交付は、登録物件1件に対して1回限りとする。

(奨励金交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大江町空き家・空き地バンク登録促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に

掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、空き家・空き地バンクに登録した日から起算して3月を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか早い日を期限とする。ただし、提出の遅延にやむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(奨励金交付の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条各号に掲げる要件を審査し、交付すると決定したときは、空き家・空き地バンク登録促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、奨励金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(奨励金の請求)

第7条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を請求しようとするときは、空き家・空き地バンク登録奨励金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が、空き家・空き地バンクに登録した日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している奨励金があるときは、当該奨励金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 実施要綱第5条の規定により物件登録を抹消されたとき。

(2) 第3条第2号若しくは第3号の要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(3) 登録物件を3親等以内の親族に売却、又は賃貸したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。